

令和2年度第1回学校給食南部センター献立委員会会議次第

日 時 令和2年6月22日（月）午後4時～
場 所 学校給食南部センター 2階研修室

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 自 己 紹 介

4 会 議 事 項

（1）給食会計の基本事項等について

（2）令和2年度献立について

（3）アレルギー対応食について

（4）その他

5 閉 会

○佐久市学校給食センター条例施行規則

平成17年4月1日教育委員会規則第19号

改正

平成20年3月28日教委規則第4号

平成25年3月29日教委規則第1号

平成25年3月29日教委規則第2号

佐久市学校給食センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐久市学校給食センター条例（平成17年佐久市条例第197号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 佐久市学校給食センター（以下「給食センター」という。）に次の表の左欄に掲げる課を置き、同表の右欄に掲げる係を置く。

課	係
学校給食課	学校給食南部センター事業係 学校給食北部センター事業係 学校給食白 田センター事業係 学校給食浅科センター事業係 学校給食望月センター 事業係

(業務)

第3条 給食センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学校給食の物資の購入、調理及び配送に関する事。
- (2) 学校給食用器具の管理及び整備に関する事。
- (3) 学校給食の調理の研究及び調査に関する事。
- (4) 学校給食の会計の事務に関する事。
- (5) 給食センターの設置及び統廃合に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、給食センターの運営に必要な事。

(職員の職)

第4条 給食センターに次の職を置く。

- (1) 課長
- (2) 課長補佐又は係長
- (3) 主事又は技師
- (4) 主事補又は技師補

2 前項に規定するもののほか、教育委員会が必要と認めるときは、別に定める職を置くことができる。この場合においては、佐久市教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則（平成17年佐久市教育委員会規則第6号）の規定を準用する。

(職に充てる職員)

第5条 前条に規定する職は、事務職員又は技術職員をもって充てる。

(課長等の職務)

第6条 課長は、上司の命を受けて給食センターの管理及び運営に関する業務を統括し、所属職員を指揮監督する。

2 課長補佐又は係長は、上司の命を受けて業務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

3 主事、技師、主事補及び技師補は、上司の命を受けて事務又は技術に従事する。

(その他の職員)

第7条 給食センターに事務職員又は技術職員のほか、業務職員を置く。

2 業務職員は、上司の命を受けて給食業務に従事する。

(専決)

第8条 課長の専決事項は、佐久市教育委員会事務局処務規程（平成17年佐久市教育委員会訓令第2号）の規定を準用する。

2 学校給食課の所管に属する部長以上の職にある者の専決事項に係る決裁については、学校教育課

長に合議しなければならない。

(課長の旅行)

第9条 課長が旅行する場合は、出発の日の2日前までに教育委員会に届け出てその承認を受けなければならない。

(施設及び設備の管理)

第10条 課長は、業務を円滑に運営するため施設及び設備を正常な状態に維持するよう努めなければならない。

(防災及び警備等)

第11条 課長は、毎年度の始めにおいて、給食センターの防災及び警備の計画を作成し、教育委員会に提出しなければならない。この場合において、学校に併設されている給食センターにあっては、防災及び警備の計画の作成に当たり、当該校長と協議するものとする。

2 職員は、課長の定めるところにより、給食センターの防災及び警備の任務を分担しなければならない。

(業務の計画)

第12条 課長は、毎年3月末日までに翌年度の業務計画を定め、教育委員会に提出しなければならない。

(業務の報告)

第13条 課長は、別に定めるところにより給食センターにおける業務の成果を教育委員会に報告しなければならない。

(事故の報告)

第14条 課長は、重大な事故が発生したときは、速やかにその状況を教育委員会に報告しなければならない。

(運営委員会)

第15条 給食センターの円滑な運営を図るため、諮問機関として、給食センターに運営委員会を置く。

2 運営委員会は、次に掲げる者をもって組織し、委員の任期は、その職の在任中とする。

- (1) 給食を受ける小・中学校長
- (2) 給食を受ける小・中学校のPTAを代表する者
- (3) 学校医を代表する者 1人
- (4) 学校薬剤師を代表する者 1人
- (5) 識見を有する者 若干人

3 運営委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

4 会長は、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営委員会の任務)

第16条 運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 給食費の決定及び給食の経理の認定に関すること。
- (2) 給食の献立方針に関すること。
- (3) 学校給食に関する諸般の調査及び研究
- (4) 前3号に掲げるもののほか、学校給食に関し必要と認めた事項

(運営委員会の会議)

第17条 会長は、必要に応じ、運営委員会を招集し、会議の議長となる。

(献立委員会)

第18条 給食の充実を図るため、給食センターに献立委員会を置く。

2 献立委員会は、給食を受ける小・中学校長を代表する者、栄養士、学校給食主任及び給食を受ける小・中学校のPTAを代表する者をもって組織する。

(監査)

第19条 給食センターに監事を置き、給食の経理を監査する。

2 監事は、学校長及びPTAを代表する者をもって充てる。

3 監査は、年2回行うものとし、その結果を教育委員会及び運営委員会に報告するものとする。

(簿冊その他)

第20条 給食センターに次に掲げる簿冊を備え付け、整理しなければならない。

- (1) 出勤簿
- (2) 超過勤務命令簿
- (3) 休暇欠勤承認簿
- (4) 出張命令簿
- (5) 物資受払簿
- (6) 栄養摂取状況記録簿
- (7) 献立表
- (8) 業者別仕入帳
- (9) 調定簿
- (10) 領収証つづり
- (11) 給食日誌
- (12) 前各号に掲げるもののほか、管理運営に必要な簿冊

(補則)

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の佐久市学校給食センター管理規則（昭和41年佐久市教育委員会規則第2号）、臼田町学校給食センター規則（昭和41年臼田町教育委員会規則第2号）、浅科村学校給食共同調理場管理規則（昭和57年浅科村教育委員会規則第1号）又は、望月町学校給食共同調理場管理運営規則（平成16年望月町教育委員会規則第1号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年3月28日教委規則第4号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日教委規則第1号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日教委規則第2号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

佐久市学校給食センター給食会計の基本事項（令和2年度）

(根拠：佐久市学校給食センターライフ規則)

- 1 この基本事項は、佐久市学校給食南部センター・北部センター・白田センター・浅科センター・望月センター（以下、「給食センター」という。）に係る給食および給食費の会計に関して、必要な事項を定めることを目的とする。
 - 2 給食センターの行う給食は、月曜日から金曜日までの昼食時に実施するものとする。
 - 3 給食費の区分は次のとおりとし、一食単価額については施行規則第16条 1項に基づき、運営委員会が決定する。

(1) 小学生	270円
(2) 中学生	310円
(3) 職 員	小学校職員と浅科給食センター職員は小学生と、中学校職員・給食センター職員（浅科センターは除く）は中学生と同額とする。
 - 4 給食費の徴収は、1食単価（日額）に当該月の給食実施総人数を乗じた額とする。
 - 5 学校は、翌月分の給食実施予定を、毎月定められた提出日までに学校給食センター係長（以下、「係長」という。）に提出するものとする。
 - 6 学校は、給食実施予定を提出後、行事等のため、学級・学年・学校単位で給食を受けなくなるときは、1週間以上前に【給食人員変更届】により係長に報告するものとする。
 - 7 インフルエンザなどによる学級閉鎖などで給食を受けなくなるときは、【給食人員変更届】により係長に報告するものとする。この場合、土・日・祝祭日を除き 3日後から変更できるものとする。
 - 8 個人（児童生徒及び職員）単位の変更については、原則として連続5日以上欠食の場合、【給食人員変更届】により係長に報告するものとする。この場合、土・日・祝祭日を除き 3日後から変更できるものとする。
 - 9 台風等自然災害による学校閉鎖で給食が停止となった場合の給食費は原則、徴収するものとする。
 - 10 短縮日課に伴う変更については、直ちに【短縮日課変更届】により係長に報告するものとする。
ただしこの場合は、配達業務の調整等が必要となることから、土・日・祝祭日を除き 3日後から変更できるものとする。
 - 11 毎月の人員確認は、翌月の月初めに給食センターから送付する人員表（給食連絡日誌等）で各校が確認し、それを速やかに給食センターに返送し決定する。
 - 12 給食費は、11で確認された受配校の月人員に1食単価を乗じた額を、給食センターが給食費納入通知書（10日前後）により請求する。
学校は、指定日（20日前後）までに納付書により指定口座に振り込むこととする。（ただし3月分は当月納入とする。）
 - 13 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
 - 14 アレルギー対応食提供事業等に伴う返金額は、別表のとおりとする。（一食当たり単価、消費税込）
- ※ 上記に定めのない各センター固有の事項等については、それぞれ対応することとする。
また、各センターの対応事項は学校給食課長に届け出るものとする。

別 表（令和2年度）

区分	牛 乳	米 飯	パ ン	ソ フ ト メ ン
小 学 校	57円	22円	49円	49円
中 学 校	57円	29円	54円	55円

令和2年度 学校給食の実施内容

(学校給食の目標)

- ① 適切な栄養の摂取による健康の保持増進
- ② 食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、望ましい食習慣を養う
- ③ 学校生活を豊かにし、明るい社交性・共同の精神を養う
- ④ 生命及び自然を尊重する精神並びに環境保全に寄与する態度を養う
- ⑤ 食にかかる人々の様々な活動についての理解を深め、勤労を重んじる態度を養う
- ⑥ 各地域の優れた伝統的な食文化について理解を深める
- ⑦ 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導く

1. 献立方針

- ① 令和2年度献立年間計画による献立の作成
- ② 旬の食材、旬の献立を取り入れる工夫
- ③ 毎月の食育の日（19日）の献立
- ④ 年4回の「ピンピンきらり食」の実施（6・10・12・2月）
- ⑤ 「佐久の日献立」の実施（3月9日）
- ⑥ 地場産物の活用（学校給食応援団、八百屋からの仕入れ時、産地確認）
- ⑦ 各校の希望献立を取り入れる（各1回）
- ⑧ 衛生に配慮した献立（季節・調理員の健康等も考慮し無理のない献立）
- ⑨ 試食会、センター見学会での意見要望に対しての献立への反映

2. 衛生管理・食に関する指導

- ① 定期的な食材検査（細菌類）、施設内のふきとり検査等
- ② 週に1回の食材放射能測定検査
- ③ 毎日の残菜の調査の取りまとめ
- ④ ランチタイムによる、献立研究
- ⑤ 学校訪問（全学級）による生徒・児童の給食の様子
- ⑥ 学校からの要請による「食育」

令和 2 年度 献立年間計画

佐久市学校給食南部センター

月	月目標	献立作成のポイント	行事 食	行事・旬の食品等	指導内容	その他
4月	楽しい食事をしよう。	入学のお祝いらしい献立にする。新入生が食べやすいように調理の工夫をする。	入学祝献立 お花見献立	いちご さわら たけのこ	正しい食事のあり方 給食の決まり	
5月	バランスの良い食事をしよう。	主食・主菜・副菜のそろった家庭の見本となるようにバランスを整える。	こどもの日献立	お茶・新じゃが 初かつお ★アスパラガス	バランスのとれた食事 成長期の食事	
6月	骨や歯を丈夫にしよう。	骨や歯を丈夫にし、あごの発達を促す食品を取り入れる。	歯の衛生習慣 献立 びんキラ食	小魚・大豆・するめ びわ・メロン・新玉ねぎ さくらんぼ・梅 ★レタス	カルシウムの働き かむことの大切さ 梅雨時の衛生 (手あらい・身支度)	学校訪問
7月	暑さに負けない食事をしよう。	暑さに負けない食品を取り入れた献立の工夫をする。夏野菜を多く取り入れる。	七夕献立 土用の丑献立 希望献立 (野沢小)	魚めん すいか・メロン きゅうり・トマト・なす ★玉ねぎ・レタス・ブロッコリー ★きやべつ・ミニトマト	夏休みの望ましい食生活 暑さに負けない体をつくる。	学校訪問
8月	規則正しい食事をしよう。	暑さに負けない食品を取り入れた献立の工夫をする。夏野菜を使って、好き嫌いをなくす献立を工夫する。	夏野菜献立	かぼちゃ・ピーマン なす・冬瓜 ★玉ねぎ ★ミニトマト・じやがいも ★きやべつ・ズッキーニ	3食の重要性 間食の役割	学校訪問
9月	朝食の大切さについて理解しよう。	季節の野菜を知る。運動量の多い月なので食事の質と量を配慮する。	十五夜献立 希望献立 (中込小)	月見団子・里芋 さんま ★ふな ★きやべつ・ブルーーン ★じやがいも・りんご	朝食の大切さ 食事と運動の関係	学校訪問
10月	偏食をなくして何でも食べよう。	好き嫌いなく何でも食べることの大切さを知る。秋の味覚を取り入れた献立に配慮する。	ハロウィン献立 びんキラ食 希望献立 (野沢中)	かぼちゃ さつまいも・栗 ★鯉 ★きやべつ・白菜 ★かぼちゃ・りんご	偏食の害を知る バランスの良い食事	学校訪問
11月	感謝して食べよう。	食べ物を大切にする。作ってくれた方に感謝する。世界各国の料理を取り入れ献立に興味をもってもらえるように工夫する。	世界の料理 の献立 希望献立 (中込中)	しめじ・大根・なめこ たら・鮭・ブロッコリー ★にじます・りんご ★ねぎ・かぼちゃ ★きやべつ・白菜・にんじん	食事を作る人への感謝の気持ち 食べ物の大切さ	学校訪問
12月	寒さに負けない食事をしよう。	冬至献立で昔の人々の生活の知恵を知る。(かぼちゃ・こんにゃく)	冬至献立 びんキラ食 希望献立 (泉小)	かぼちゃ・ゆず こんにゃく・みかん ★ねぎ・かぼちゃ ★りんご・雁食い味噌	冬の体の特性 寒さに負けない体をつくるための食品	
1月	郷土の食べ物を知ろう。	正月料理や七草がゆを知り、伝統料理を学ぶ。	七草献立 鏡開献立 希望献立 (岸野小)	せり・なづな もち ★矢島凍み豆腐 ★白菜・ねぎ ★大根 ★りんご	郷土の食品・料理、伝統食 給食の歴史	
2月	食事と健康の関係を理解しよう。	3色のバランスの取れた献立。そしやくの大切さを知る献立。	節分献立 びんキラ食 希望献立 (佐久城山小)	節分豆・いわし いちご わかさぎ ★矢島凍み豆腐	将来の健康まで考えた望ましい食生活 (生活習慣病予防の食事)	
3月	食生活の反省をしよう。	思い出に残る献立にする。進級、卒業祝らしい献立。	ひな祭献立 入試がんばれ献立 卒業祝献立 佐久の日献立	ちらし寿司・お赤飯 カツ・いよかん ★矢島凍み豆腐 ★安養寺味噌・雁食い味噌 ★地元食材	望ましい食生活の実践 1年間の反省	

食物アレルギー対応食の内容

○ 献立について

一般献立を基本として、できる限り食物アレルギーの原因となる食材を使用していない工夫をしています。

レベル1：詳細献立・配合表で対応します。

レベル3：食物アレルギーの起因となる食品を除去した除去食で対応します。

レベル4：代替食を提供します。基本的には1献立につき1種類の代替食で対応しています。

- ・ 主食 パン・ソフト麺・ごはん自体が食べられない場合は停止し返金
(パン・ソフト麺の代替を、常にごはんとすれば対応可能)
混ぜ込みパン・混ぜごはんについては除去食または代替食
- ・ 主菜 除去食または代替食
例えば、乳・卵の入ったオムレツの場合は、乳の入っていないオムレツと卵の代わりの代替のオープン焼きを作るのではなく、乳・卵共通除去の代替オープン焼きを作るなど、より安全な献立をたてるように心がけています。
- ・ 副菜 除去食または代替食
- ・ 汁物 除去食または代替食
- ・ デザート、ジャム等 代替食
- ・ 飲用牛乳（200ml ビン） 停止し返金

○ 調理について

- ・ アレルギー対応食専用調理室で、専任の栄養士と調理員が調理、配缶します。
個別の名前の入った容器、保温ジャーに入れ、温度も考慮して保冷パックに入れ、誤配・誤食誤りないようダブルチェックを行っています。

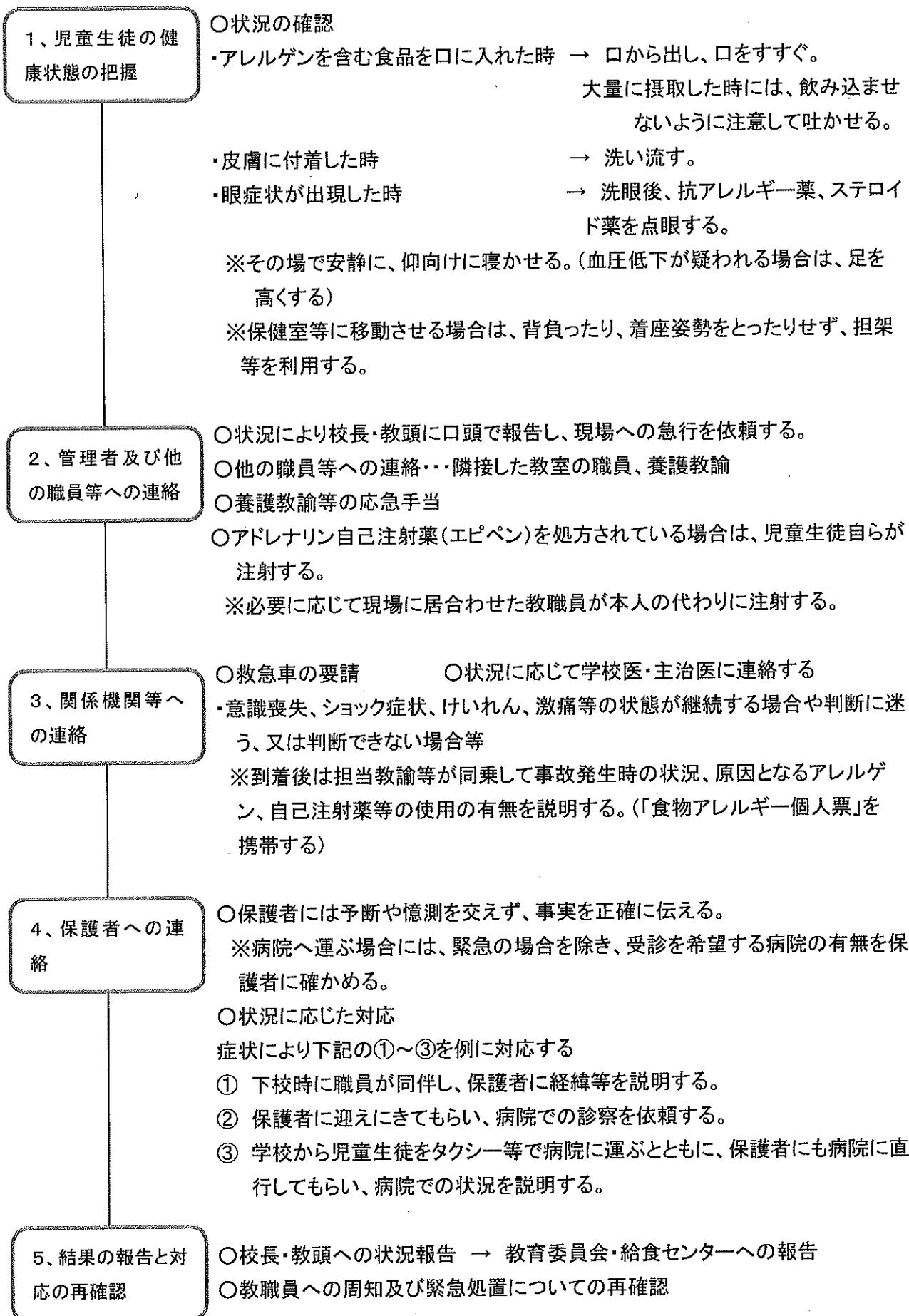
○ 学校・家庭との連絡

「佐久市学校給食アレルギー対応提供実施要綱」により進めています。

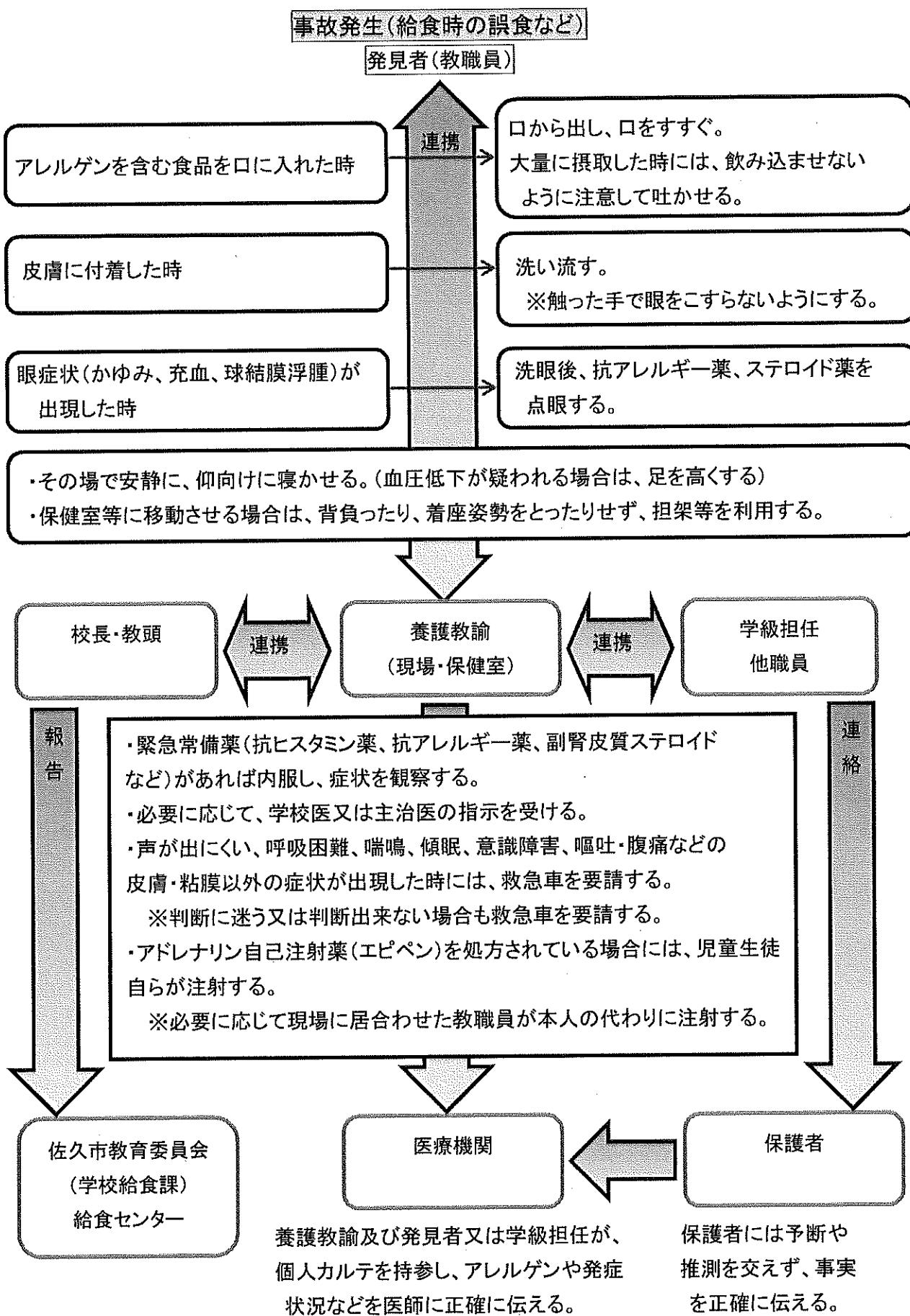
- ・ 毎月20日前後までに翌月分の「アレルギー対応食確認表」を家庭に送付し、25日頃までにご家庭から対応食実施承諾書(様式第5号)を兼ねた確認を頂き、対応内容について最終確認をし、決定した内容の対応食確認表を学校へ送付し、対応食の実施となります。
- ・ 献立内容や児童生徒の様子についてご家庭や学校と連絡を取り合っています。

食物アレルギー対応食提供における緊急時の基本的な対応手順

佐久市教育委員会 学校給食課



緊急時（アナフィラキシーショックを発症した場合）の対応例



令和2年度第1回学校給食南部センター献立委員会会議次第

日 時 令和2年6月22日（月） 午後4時～
場 所 学校給食南部センター 2階研修室

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 自 己 紹 介

4 会 議 事 項

（1）給食会計の基本事項等について

（2）令和元年度献立について

（3）アレルギー対応食について

（4）その他

5 閉 会